

自主点検

届出不要毒物劇物業務上取扱者自主点検チェックリスト

点検年月日 ____年 ____月 ____日

点検者(所属) _____

(氏名) _____

目次

毒物劇物の取扱い

表示

廃棄

事故の際の措置

運搬貯蔵等の基準

< 参考 > 盗難等防止規定

< 参考 > 危害防止規定

記載上の注意

< 参考 > 法令等の抜粋

| | 確 認 項 目 | 関 係 条 項 等 | 結 果 | 備 考 |
|--|--|--|-----|-----|
| 毒 物 劇 物 の 取 扱 | 1. 盗難・紛失の防止措置 | | | |
| | 毒物劇物が盗難に遭い、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じているか。 毒物劇物を貯蔵する場所は、その他の物を貯蔵する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。貯蔵する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。毒物劇物を貯蔵する設備等の保守点検を十分行うこと。 | 法第22条第5項で準用される法第11条第1項 昭和52年3月26日付、薬発第313号厚生省薬務局長通知 | 適・否 | |
| | 盗難等防止規定を作成しているか。 (規定へ盛り込むべき項目については<参考>を参照) | 平成11年8月27日付、医薬発第1036号厚生省医薬安全局長通知 | 適・否 | |
| | 盗難等防止規定に基づく適切な措置を講じているか。 | " | 適・否 | |
| | (貯蔵・運搬を委託する場合) 委託者は、盗難等防止規定に基づき、貯蔵設備、運搬用具における盗難・紛失防止のための必要な措置を受託者に講じさせているか。 | " | 適・否 | |
| (貯蔵・運搬を委託する場合) 委託者は、盗難等防止規定に基づき、貯蔵設備、運搬用具における盗難・紛失防止のための必要な措置を受託者が講じていることを実際に確認しているか。 | " | 適・否 | | |
| い | 2. 流出等の防止措置 | | | |
| | 毒物劇物等が事業場外へ飛散等することを防ぐのに必要な措置を講じているか。 | 法第22条第5項で準用される法第11条第2項 | 適・否 | |
| | 危害防止規定を作成しているか。 (規定へ盛り込むべき項目については<参考>を参照) | 平成11年8月27日付、医薬発第1036号厚生省医薬安全局長通知 | 適・否 | |

| | 確 認 項 目 | 関 係 条 項 等 | 結 果 | 備 考 |
|---|---|--|-----|-----|
| 毒 物 劇 物 | 2 . 流出等の防止措置 | | | |
| | 毒物劇物等が事業場外へ飛散等することを防ぐのに必要な措置を講じているか。 | 法第22条第5項 で準用される法第 11条第2項 | 適・否 | |
| | 危害防止規定を作成しているか。 (規定へ盛り込むべき項目については<参考>を参照) | 平成11年8月27日 付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知 | 適・否 | |
| | 危害防止規定に基づく適切な措置を講じているか。 | " | 適・否 | |
| | (貯蔵を委託する場合) 委託者は、危害防止規定に基づき、毒物劇物等が貯蔵 設備から飛散等することを防止するための必要な措置 を受託者に講じさせているか。 | " | 適・否 | |
| (貯蔵を委託する場合) 委託者は、危害防止規定に基づき、毒物劇物等が貯蔵 設備から飛散等することを防止するための必要な措置 を受託者が講じていることを実際に確認しているか。 | " | 適・否 | | |
| の 取 扱 い | 3 . 運搬用具等からの流出等の防止措置(毒物劇物等を事業場外で運搬する場合) | | | |
| | 毒物劇物等が飛散等することを防ぐのに必要な措置を 講じているか。 | 法第22条第5項 で準用される法第 11条第3項 | 適・否 | |
| | 危害防止規定を作成しているか。 (規定へ盛り込むべき項目については<参考>を参照) | 平成11年8月27日 付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知 | 適・否 | |
| | 危害防止規定に基づく適切な措置を講じているか。 | " | 適・否 | |
| | 運搬車両にイエローカードを備えているか。 | " | 適・否 | |
| (運搬を委託する場合) 委託者は、危害防止規定に基づき、毒物劇物等が運搬 用具から飛散等することを防止するための必要な措置 を受託者に講じさせているか。 | " | 適・否 | | |

| | 確 認 項 目 | 関 係 条 項 等 | 結 果 | 備 考 |
|----------|---|--------------------------------------|-----|-----|
| 毒物劇物の取扱い | (運搬を委託する場合) 委託者は、危害防止規定に基づき、毒物劇物等が運搬用具から飛散等することを防止するための必要な措置を受託者が講じていることを実際に確認しているか。 | 平成11年8月27日付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知 | 適・否 | |
| | 4. 飲食物の容器の使用禁止 | | | |
| | 毒物劇物の容器として飲食物の容器を使用していないか。 | 法第22条第5項で準用される法第11条第4項 | 適・否 | |
| 表 示 | 1. 容器・被包の表示 | | | |
| | 容器及び被包の表示はよいか。 毒物にあつては赤地に白文字で「医薬用外毒物」、 劇物にあつては白地に赤文字で「医薬用外劇物」 | 法第22条第5項で準用される法第12条第1項 | 適・否 | |
| | 2. 貯蔵場所の表示 | | | |
| | 貯蔵場所の表示はよいか。 毒物の貯蔵場所にあつては「医薬用外毒物」、 劇物の貯蔵場所にあつては「医薬用外劇物」 | 法第22条第5項で準用される法第12条第3項 | 適・否 | |
| | (貯蔵を委託する場合) 委託者は、貯蔵場所の適正な表示を受託者に行わせているか。 | 平成11年8月27日付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知 | 適・否 | |
| | (貯蔵を委託する場合) 委託者は、貯蔵場所の表示を受託者が適正に行っていることを実際に確認しているか。 | 〃 | 適・否 | |
| 廃 棄 | 1. 廃棄 | | | |
| | 施行令第40条に定める基準に基づき行っているか。 | 法第15条の2 | 適・否 | |
| | (廃棄の方法に関する基準が定められている場合) 当該基準に従っているか。 | 平成11年8月27日付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知 | 適・否 | |
| | 不必要な毒物劇物、使用済みの毒物劇物は速やかに廃棄しているか。 | 〃 | 適・否 | |
| | 廃棄の内容について記録しているか。 | 〃 | 適・否 | |

| | 確 認 項 目 | 関 係 条 項 等 | 結 果 | 備 考 |
|---------------------------------|--|--------------------------------------|-----|-----|
| 事 故 の 際 の 措 置 | 1. 流出等発生時の届出及び応急措置 | | | |
| | 毒物劇物等が飛散等した場合において不特定又は多数の者に危害が生じるおそれがある場合には、保健所、警察署又は消防機関へ届出を行うとともに、危害防止の応急措置を講じているか。 | 法第22条第5項で準用される法第16条の2第1項 | 適・否 | |
| | 危害防止規定を作成しているか。 (規定へ盛り込むべき項目については<参考>を参照) | 平成11年8月27日付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知 | 適・否 | |
| | 危害防止規定に基づく適切な措置を講じているか。 | " | 適・否 | |
| | (貯蔵・運搬を委託している場合) 委託者は、毒物劇物等が飛散等した場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に危害防止のための応急措置、設備の改善を講じさせ、必要な届出、委託者への報告を行わせているか。 | " | 適・否 | |
| | (貯蔵・運搬を委託している場合) 委託者は、毒物劇物等が飛散等した場合に、「危害防止規定」に基づき、受託者が危害防止のための応急措置、設備の改善を講じ、必要な届出、委託者への報告を行っていることを実際に確認しているか。 | " | 適・否 | |
| | 2. 盗難・紛失発生時の警察への届出 | | | |
| | 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは警察署に届け出ているか。 | 法第22条第5項で準用される法第16条の2第2項 | 適・否 | |
| | (貯蔵・運搬を委託している場合) 委託者は、毒物劇物が盗難・紛失にあった場合には、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に必要な届出、委託者への報告を行わせ、設備の改善を講じさせているか。 | 平成11年8月27日付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知 | 適・否 | |
| | (貯蔵・運搬を委託している場合) 委託者は、毒物劇物が盗難・紛失にあった場合に、「盗難等防止規定」に基づき、受託者が必要な届出、委託者への報告を行い、設備の改善を講じていることを実際に確認しているか。 | " | 適・否 | |

| | 確 認 項 目 | 関 係 条 項 等 | 結 果 | 備 考 |
|---|---|-------------------|-----|-----|
| 運 搬 貯 蔵 等 の 基 準 | 1. すべての毒物劇物（数量制限なし） | | | |
| | 容器又は被包に収納されているか。 | 法第16条 （令40条の3） | 適・否 | |
| | 容器又は被包は密閉されているか。 | ” | 適・否 | |
| | 容器又は被包が落下、転倒、破損しないように積載されているか。 | 法第16条 （令40条の4） | 適・否 | |
| | 容器又は被包が積載装置の長さ、幅を超えないように積載されているか。 | ” | 適・否 | |
| | 2. すべての毒物劇物（1回の運搬量が1トン以上の場合） | | | |
| | 容器又は被包の外部に毒物劇物の名称及び成分が表示されているか。 | 法第16条 （令40条の3） | 適・否 | |
| | （運搬を他に委託する場合） 荷送人の通知義務が遵守されているか。 | 法第16条 （令40条の6） | 適・否 | |
| | 3. 令別表第2に掲げる毒物劇物（1回の運搬量が5トン以上の場合） | | | |
| | 規則第13条の4に規定する標識が掲げられているか。 | 法第16条 （令40条の5） | 適・否 | |
| | 防毒マスク、ゴム手袋等の厚生労働省令で定める保護具が2人以上備え付けられているか。 | ” | 適・否 | |
| | 車両に毒物劇物の名称、成分、含量、応急措置の内容を記載した書面が備え付けられているか。 | ” | 適・否 | |
| （一の運転手による連続運転時間が4時間を超える場合又は1日当たり9時間を超える場合） 交替運転手を同乗させているか。 | ” | 適・否 | | |

| | 確 認 項 目 | 関 係 条 項 等 | 結 果 | 備 考 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------------|-----|-----|
| 運 搬 貯 蔵 等 の 基 準 | 5 . 四アルキル鉛、無機シアン化合物及び弗化水素を含有する製剤の特則 | | | |
| | 四アルキル鉛の容器は基準に適合しているか。 | 法第16条 (令40条の2) | 適・否 | |
| | 無機シアン化合物の容器は基準に適合しているか。 | ” | 適・否 | |
| | 弗化水素の容器は基準に適合しているか。 | ” | 適・否 | |
| | 四アルキル鉛の積載の態様は基準に適合しているか。 | 法第16条 (令40条の4) | 適・否 | |
| | 弗化水素の積載の態様は基準に適合しているか。 | ” | 適・否 | |

| | 確 認 項 目 | 結 果 | 備 考 |
|--|--|-----|-----|
| 盗 難 等 防 止 規 定 | 1 . 盗難等防止規定 < 詳細項目 > | | |
| | 盗難、紛失防止のための保管管理方法 | 適・否 | |
| | (例) 貯蔵設備、運搬用具の管理方法(かぎの管理を含む) 定期的な在庫量の確認 | | |
| | 盗難、紛失発生時の警察署への通報体制(保健所への連絡を含む) | 適・否 | |
| | 貯蔵を委託している場合の盗難、紛失防止のための保管管理方法 | 適・否 | |
| | (例) 貯蔵設備の管理方法(かぎの管理を含む) 定期的な点検 | | |
| | 運搬を委託している場合の盗難、紛失防止のための保管管理方法 | 適・否 | |
| (例) 運搬用具の管理方法 配送時の注意事項 | | | |
| 貯蔵、運搬を委託している場合の盗難、紛失発生時の警察署への通報体制 (保健所への連絡を含む) | 適・否 | | |
| 危 害 防 止 規 定 | 1 . 危害防止規定 < 詳細項目 > | | |
| | 毒物劇物の貯蔵又は取扱い作業を行う者、その設備等の点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の組織及び職務に関する事項 | 適・否 | |
| (例) 毒物劇物の管理体制 毒物劇物の安全管理検討委員会の設置 毒物劇物安全管理検討委員長の職務 毒物劇物取扱責任者の職務 毒物劇物作業管理者の職務 毒物劇物取扱責任者不在時の管理体制(代行者の指定等を含む) | | | |

| | 確 認 項 目 | 結 果 | 備 考 |
|----------------------------------|--|-----|-----|
| 危 害 防 止 規 定 | 毒物劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項 | 適・否 | |
| | (例) 毒物劇物の保管時及び出庫時の注意事項 作業時の注意事項 異常現象発生時の注意事項及び処理体制 | | |
| | 毒物劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項 | 適・否 | |
| | (例) 貯蔵設備等の点検及び注意事項(点検方法、点検頻度及び点検箇所等) 運搬の際の積載前、積載中、積載後の点検事項 | | |
| | 毒物劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項 | 適・否 | |
| | 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項 | 適・否 | |
| | (例) 通常勤務時の事故に対する通報、連絡体制及び応急措置 休日、夜間時の事故に対する通報、連絡体制及び応急措置 運搬中の事故に対する通報、連絡体制及び応急措置 貯蔵、運搬を受託者に委託する場合の事故時の通報、連絡体制及び応急措置 必要な資機材の確保 | | |
| | 毒物劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びその設備の保守を行う者、 事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項 | 適・否 | |
| | (例) 教育、訓練(計画、内容、実施方法等) 受託者に対する教育、訓練(計画、内容、実施方法等) | | |
| その他保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項 | 適・否 | | |